

総発第322号
令和6年1月25日

酒田市監査委員 大石 薫 様
酒田市監査委員 高橋 千代夫 様

酒田市長 矢口 明子
(公印省略)

定期監査結果に対する措置等について

令和5年12月22日付監発第84号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

課名	監査結果		措置内容
高齢者 支援課	注意 事項	<p>【契約】 ○契約に係る事務が適切でないもの 令和5年度に締結された軽自動車賃貸借契約【長期継続契約】について、契約伺に添付されている契約書（案）本文に記載の契約相手方名に誤りがあり、そのまま決裁され契約されていた。その後、契約書上で「23字削除18字挿入」として会社名及び代表取締役名が見え消しで訂正されているが、訂正に係る決裁文書は確認できなかった。</p> <p>また、当該契約に係る契約伺の決裁文書中の決裁日及び執行日は記入されず、空欄のままとなっていた。</p> <p>今後は適正な手続により契約を締結すること。</p>	<p>訂正に係る決裁を怠っていたことから、改めて決裁処理を行った。今後は、酒田市契約規則等にのっとり適正な事務に努め、担当以外の職員もチェックに加わり再発防止に努める。</p>

<p>高齢者 支援課</p>	<p>注意 事項</p>	<p>【補助金等の支出】 ○経費の使途が適切でないもの</p> <p>令和4年度の介護予防・生活支援サービス事業補助金のうち、「通所型サービスB：事業運営」について、各団体から提出された収支決算書を確認したところ、2団体について、備品購入費として支出されているものが確認された。介護予防・生活支援サービス事業補助金交付要綱別表第2（補助対象経費と補助金額）において、備品購入費は「通所型サービスB：設立準備」の補助対象経費とされ、「通所型サービスB：事業運営」については、事業の実施や運営に必要な経費とされている。</p> <p>補助金交付要綱の目的に沿った事業になるよう指導すること。また、補助対象経費については、関係書類を確認した上で補助金交付要綱にのっとり適正に交付すること。</p>	<p>介護予防・日常生活支援総合事業実施（予定）団体に対し、補助金の適切な支出について文書で通知した。今後は、補助金申請時に補助対象となる経費か確認を行い、実績報告時にも再度確認を行うなどの再発防止に努める。</p>
--------------------	------------------	--	--